

山陽小野田市農業委員会

第7回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年1月12日午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 5 田 中 覺

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 24号 農地法第3条 権利の移動

議案第 25号 農地法第4条 転用

議案第 26号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 27号 現況証明願い

報告第 11号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 12号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 28号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第7回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は田中委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は12番村上委員と13番國吉委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第24号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第3条の許可申請は6件です。
- 議案第24号番号15について、議案書をもとに説明いたします。
- 3ページをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■■へ約■■■kmに位置する第1種農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は4ページをご覧ください。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に私から現地調査報告をさせていただきます。
- 現地の位置につきましては、事務局の説明のとおりです。
- 1月5日に事務局2名と中島委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、■■■地区で育苗センターの近くです。
- 申請地は農業用倉庫と田に挟まれた畑地となっています。
- 草刈り等の管理もしっかりされており、耕起すればいつでも野菜の作付けができる状況になっていました。
- 譲渡し人は土地の相続はしたものの、耕作をする意思はなく、譲渡することにしたようです。
- 譲受人は、約9反耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。
- 以上で現地報告をおわります。
- 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 24 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 16 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 24 号番号 16 について、議案書をもとに説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 6 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

7 番

現地の報告をさせていただきます。

現地は■■■■地区になります。

周辺の状況は、東側に高圧線鉄塔の敷地があり、東側以外は保全管理中の畑でした。

申請地の状況は、畑として鋤いてありました。

譲渡し人は遠方に居住しており、管理ができないため譲渡することにしたそうです。

譲受人は、野菜を耕作するようです。

以上で現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 24 号番号 16 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 17 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 24 号番号 17 について、議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 8 ページをご覧ください。

この案件は、先月申請があったものですが、隣接の農地に違法転用がありましたので、後ほど出てきます 4 条例外の届出を出してもらって、この 3 条申請を受け付けたものです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たし

ていると考えられます。

議長
7番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

■■■■地区になります。

周辺の状況は、東側は宅地、北側は赤字道、西側と南側は保全管理中の畑で一部が草地となっています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

譲渡し人は遠方に居住しており、管理が困難なため譲渡するそうです。

譲受人は、約9aを自宅の裏で親御さんが借りて耕作していたのでそこを引き続き耕作するとのことでした。

以上で現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第24号番号17に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号18について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第24号番号18について、議案書をもとに説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■kmに位置する第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は10ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に私から現地調査報告を行います。

現地は■■■■地区となります。

国道190号線の■■■■交差点より■■■■寄りの■■■■の■■■■に位置する農地です。

申請地の状況は、譲受人の自宅の前の2mほど低い場所にある土地で、現在は梅の木等が4本ある草地となっています。

譲受人は自宅の隣接地であるこの土地を取得し、家庭菜園として利用するそうです。

以上の事から特に問題はないと思います。

現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 24 号番号 18 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 19 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 24 号番号 19 について、議案書をもとに説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 12 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

私から現地調査報告を行います。

現地の周辺は麦が整然と植えてありました。

申請地の状況は、長方形で、農地として耕起されていきました。

譲渡し人は高齢のため、管理が困難なことから譲渡するそうです。

譲受人は、現在 2.5ha を耕作中で、経営規模を拡大するために譲り受けるとのことです。

以上で現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 24 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 20 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 24 号番号 20 について、議案書をもとに説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 14 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に私から現地調査報告を行います。

 交差点から した場所にある干拓地でひとつ前の案件の農地から へ m 程の場所に位置しています。

区画整理がされており、整然と麦が耕作されていました。
申請地の地番は2つに分かれています、現地に畦畔はなく1枚の田として利用されています。

譲渡し人は、高齢のため維持管理が困難なため譲渡するそうです。
譲受人は14haを耕作中で農業機械等も揃っており、経営規模を拡大するために譲り受けるそうです。

以上で現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

1 1 番 よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

1 1 番 番号19、20ともに親類等では無いようですが、贈与になっているのは何か理由があるのですか。

議長 個人的な取引なので双方合意であれば問題ないとは思いますが。

農業委員会側が売買だから贈与だからどうこうということとは言えないと思います。よろしいでしょうか。

1 1 番 分かりました。大丈夫です。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第24号番号20に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に、「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

なお、議案第25号番号2と、「農地法第5条の規定による許可申請について」議案第26号番号29は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長 最初に概要を説明いたします。

先月の総会で、 の23,000㎡のメガソーラーの太陽光発電の転用許可の承認をいただいておりますが、こちらが当初の計画では南側から資材の搬入をする予定だったものが、交渉が不調となったため、北側から農地を一時転用して仮設道路を設けて搬入するように計画変更を行うのが5条申請の方です。

また、この申請の際に農地所有者の違法転用が見つかりましたので、これを是正するのが次の4条申請となります。

続いて、「農地法第4条の規定による許可申請について」議案第25号番号2について議案書をもとに説明いたします。

16ページをご覧ください。

申請地は■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は17ページ、土地利用図は18ページをご覧ください。

本件は、平成5年に農地の一部分に、農地法の手続きを経ずに農業用倉庫、駐車場、進入路を整備したもので、この度、追認で許可申請を行うものです。

今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

次に、「農地法第5条の規定による許可申請について」議案第26号番号29について議案書をもとに説明いたします。

44ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は45ページ、土地利用図は46ページです。

本件は、第3種農地であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

現地調査報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が道路、東が宅地、南側は畑となっていました。

申請地の状況は、市道からの部分が■■■■の部分は雑種地、■■■■と■■■■は畑で耕作中でした。■■■■は保全管理中でした。

雨水処理に関しては、南側の水路に排水します。

汚水は発生しません。

埋立法面の処理は土羽です。

申請地への進入路の位置は図面北側の市道で、幅員は7mです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

この案件は一時転用で、事業完了後は復旧します。

境界に関しては、境界杭で確認できています。

以上のことから特に問題はないと思います。

続けて、順番が前後しましたが5条の説明に移らせていただきます。

申請地の状況は、土地利用計画図にもありますが、既に農業用倉庫や駐車場、南側に少し残っている畑への進入路となっています。

雨水に関しては、南側水路へ排水し、汚水の発生と埋立はありません。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については、既設構造物で確認できています。

以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長
7番

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 25 号番号 2 及び議案第 26 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 8 件ですが、先ほど 1 件は済んでおりますので、それ以外の 7 件について説明を行います。

議案第 26 号番号 22 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 22 ページ、土地利用図は 23 から 25 ページです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に私から現地調査報告を行います。

申請地は 新幹線口の に位置しています。

周辺の状況は住宅地となっています。

申請地の状況は、北側と東側が道路に面しており、小さな木が数本生えていますが、住宅用地としては最適であると思います。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては公共下水に接続します。

埋立は行いません。

申請地への進入路は図面のとおりで、幅員は 4 m となっています。

境界に関しては、境界杭と既設構造物で確認しています。

譲受人ですが、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い、自己用住宅を建てるとのことです。

以上で現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 26 号番号 22 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 23 と 24 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 26 号番号 23 と 24 は関連しますので、一括して説明します。
26 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は 26 ページと 29 ページの下表のとおりです。

公図は 27 ページと 30 ページをご覧ください。

土地利用図は 28 ページと 31 ページです。

本件は、本件は立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に私から現地調査報告を行います。

周辺の状況は、2 辺を住宅に、残り 2 辺は荒廃地となっていました、雑草等は刈ってありました。

申請地の状況は水路、境界杭、構造物に囲まれた長方形の農地です。

雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。

汚水に関しては、太陽光発電設備のため、発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面東側のメンテナンス用道路と書いてある部分からとなります。幅員は十分にあります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については既設構造物、畦畔で確認できています。

続いて番号 24 の説明に入らせていただきます。

先に説明した番号 23 の東側にあります。

周辺の状況は、公図の が宅地となっております。

周辺は草刈りもしっかりされておりました。

公図を見ていただくと除草置場、管理用資材置場となっている箇所は隣接の住宅の方からその位置にパネルの設置はしないでほしいとの要望があり、そのような空間を作ったとのこと。

雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。

境界に関しては、境界杭と畦畔で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 26 号番号 23 及び番号 24 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局次長

次に番号 25 について事務局の説明を求めます。
議案第 26 号番号 25 について議案書をもとに説明いたします。
32 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。
公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページです。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
■■■■地区になります。

周辺の状況は、東西に保全管理された畑があり、南側は赤字の法面を挟んで宅地、東も建築ブロックがあり、宅地となっています。

申請地の状況は、草刈りが済んでいる状態でした。
雨水処理に関しては赤字の横の土水路に落とし、東側に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は東側の市道からで、幅員は約 6m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については、測量杭と既設構造物で確認しています。
以上の事から特に問題はないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 26 号番号 25 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 26 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 26 号番号 26 について議案書をもとに説明いたします。
35 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。
公図は 36 ページ、土地利用図は 37 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えら

れます。

議長
7番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地は■■■■地区になります。

周辺の状況は、北側は保全管理中の畑、その東側半分は太陽光発電設備への農地転用許可が済んでいる土地です。東西は宅地、南側は市道となっております。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、南側の道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理は南側が土羽です。

申請地への進入路の位置は、図面の南側からで、幅員は約6mです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については、測量杭で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第26号番号26に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号27について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第26号番号27について議案書をもとに説明いたします。

38ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は39ページ、土地利用図は40ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
7番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地は■■■■地区になります。

周辺の状況は、北側が太陽光発電設備敷地、西側が赤字の道と宅地、南側にも太陽光発電設備がありました。

申請地の状況は、■■■■は保全管理、■■■■の一部は4条例外の届出が

為されていて、進入路となっていました。

雨水処理に関しては、南側の■■■■のパイプへ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は図面の東側からで、幅員は約 2m です。

周辺農地への取水、排水、進入路の影響はありません。なお、東側の 3123 に関しては、申請地南側に進入路を確保することになっています。

境界については測量杭と畦畔で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 26 号番号 27 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 28 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 26 号番号 28 について議案書をもとに説明いたします。

41 ページをご覧ください。

本件は、7月の総会で承認をいただいている案件です。

前回の譲受人の資金調達が困難となり、事業の実施が困難となったため、事業計画変更承認申請書の提出があり、この事業を引き継いだ新たな事業者名で、前回と同じ内容で許可申請が提出されたものです。

議長

何か質問はありませんか。

なお、以前の総会で承認されており、改めての現地調査は行っていないので、現地調査報告はありません。

質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 26 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 27 号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 27 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。

48 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

議長

公図は 49 ページをご覧ください。

本件は、昭和 62 年より前までは畑として耕作されていたものの、農地法の手続きを経ずに嵩上げされ、現況は道路敷の一部となっています。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に私から現地調査報告を行います。

現地は■■■地区です。

申請地は、父親が小さいころ、昭和 21 年から 22 年頃に現在より低い土地に畑を作っていましたが、祖父と祖母が農機具の出入りのために土砂を入れて現在の道路と同じ高さまで埋めたものです。

周辺の状況は、道路と用水路に挟まれた細長い土地で、公図のように正確な境界線があるわけではありませんがアスファルトとの境界、法面との境界等で、畑であるということは確認できます。

以上で現地調査報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 27 号番号 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 2 件です。

報告第 11 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。

51 ページをご覧ください。

申請地は、■■■から■■■へ約■■■k mに位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 52 ページ、土地利用図等は 53 ページをご覧ください。

本件は、先ほど説明しましたとおり、先月の 3 条申請の現地調査の際に違法転用をしている状態が見つかりまして、この度、届け出を出されたものです。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

■■■地区になります。

周辺の状況は、東側が宅地で、西側は 3 条で取得する予定の畑、南側は畑で草地となっています。北側は赤線です。

申請地の状況はバラスが敷いてありました。

雨水処理に関しては、南側へ排水します。

汚水に関しては発生しません。
埋立は行いません。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については、測量杭とバラスが敷いてある範囲で確認しました。
以上の事から特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 11 号番号 4 は原案どおり処理いたします。
次に番号 5 について、事務局の説明を求めます。

局次長

報告第 11 号番号 5 について議案書をもとに説明いたします。
54 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。
公図は 55 ページ、土地利用図等は 56 ページをご覧ください。
次に私から現地調査報告を行います。

議長

農事組合法人 のエリア内です。
周辺の状況ですが、東側に農道、北側に民家、西側と南側には田んぼがありました。

申請地の状況は、現在は草地となっています。以前から苗置き場として使用している場所と一体利用して拡張するものです。

造成ですが、盛り土が 50cm 程度で勾配が 1：1 で排水を良くして苗置き場とするものです。

雨水処理に関しては農業用水路に排水します。

汚水は発生しません。
境界は既設構造物等で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 11 号番号 5 は原案どおり処理いたします。
次に報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 4 件で、まとめて説明いたします。

すべて市が実施する河川の災害復旧工事に係る一時転用で、工事終了後は原状回復されます。

報告第 12 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。

58 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 59 ページ、土地利用図等は 60 ページをご覧ください。

次に、報告第 12 号番号 5 について議案書をもとに説明いたします。

61 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 62 及び 63 ページ、土地利用図等は 64 ページをご覧ください。

次に、報告第 12 号番号 6 について議案書をもとに説明いたします。

66 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 67 ページ、土地利用図等は 68 ページをご覧ください。

最後に、報告第 12 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。

69 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 70 ページ、土地利用図等は 71 ページをご覧ください。

議長

なお、この 5 条例外の届出については、公共事業に係る一時転用であり、他市では現地調査を行っていない農業委員会もあり、また、事業終了後には原状回復される場所ですので、今回から現地調査を省略しております。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 11 号番号 4、番号 5、番号 6 及び番号 7 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

72 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 1 と 2 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 13 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 28 号「農用地利用集積計画」を上程します。
事務局の説明を求めます。
- 局次長 74 ページをご覧ください。
議案第 28 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 16 番までの 16 件、30 筆、43,244 m²でございます。
ご審議の程お願いします。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 28 号は原案どおり決定することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局次長 次回の現地調査は、2 月 5 日(月)9 時から、池田委員、緒方委員でお願いします。
第 8 回総会は、2 月 13 日(火)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。
- 議長 以上をもちまして第 7 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 25 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

1 2 番委員

議事録署名委員

1 3 番委員
